

東彼杵町デジタル推進員設置要領

第1 目的

この要領は、町内におけるデジタルデバイドの解消を目的として、スマートフォン等の情報端末の利用方法に関する支援活動を行う「デジタル推進員」を設置し、その活動を円滑に推進するために必要な事項を定めるものである。

第2 活動内容

デジタル推進員は、次に掲げる活動を自主的かつボランティアで行うものとする。

1. スマートフォン、タブレット、パソコン等の基本的な操作方法の説明
2. インターネット、メール、SNS等の安全な利用方法の助言
3. 行政サービスや地域情報のデジタル活用支援
4. デジタル機器に関する相談対応
5. その他、町が必要と認めるデジタル支援活動

第3 推進員の資格

デジタル推進員は、次の条件を満たす者とし、任期は定めない。ただし、本人の申し出または町の判断により任期を終了させることができる。

1. 町内に在住する者、町外在住者にあつてはデジタル推進員から推薦された者で、地域のデジタル支援に意欲を持つ者
2. デジタル機器の基本的な操作に習熟している者

第4 推進員の認定

デジタル推進員として活動を希望する者は、所定の申込書を町に提出する。町は、申込内容を確認の上、第3の資格要件を満たすと判断される場合に認定し、認定証を発行する。

第5 活動の支援

町は、デジタル推進員の活動が円滑に行われるよう、次の支援を行うことができる。

1. 活動場所や必要となる資料等の準備、提供、貸与
2. 活動に関する情報の周知・広報
3. その他、町が必要と認める支援

第6 庶務

この要領に関する庶務は、総務課において処理する。

第7 その他

この要領に定めのない事項については、町が別途定める。

附則

この要領は令和7年10月8日から施行する。

この要領は令和7年10月17日から施行する。

様式第 1 号（第 4 関係）

東彼杵町デジタル推進員応募申込書

年 月 日

東彼杵町長 様

私は、東彼杵町デジタル推進員設置要領第 4 の規定に基づき、関係書類を添え以下のとおり申し込みます。

1. 氏 名

2. 住 所

3. 連絡先

4. 勤務先（職業）

5. 保有資格等

6. 応募動機

※「4. 保有資格等」がある場合、証明する書類の写しを添付すること。

様式第2号（第4関係）

（表面）

東彼杵町デジタル推進員認定証	
	認定No.
氏名	
上記の者は東彼杵町デジタル推進員であることを証する。	
年 月 日	
東彼杵町長	印

（裏面）

1. 本証は、東彼杵町デジタル推進員設置要領に基づき活動する場合には必ず携帯しなければならない。 2. 本証は、関係人の請求があったときは何時でも呈示しなければならない。 3. 本証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。 4. 本証を紛失した際は、速やかに町へ届け出ること。
